

あなたの生活と行政をつなぐ

Saku LIFE

ライフ

別冊

広報佐久
平成29年4月

佐久市議会議員一般選挙・ 佐久市長選挙特集



平成28年度明るい選挙啓発ポスターコンクール長野県審査
小学校の部 2等 中込小学校
岩本 莉里さんの作品

会議員一般選挙・佐久市長選挙

16日(日)投票日

任期満了に伴う佐久市議会議員一般選挙並びに佐久市長選挙は、4月9日(日)に告示され、4月16日(日)に投票が行われます。今後4年間の市政を託すにふさわしい候補者を選ぶため、棄権することなく投票しましょう。

投票できる人

日本国民で年齢満18歳以上であり、佐久市の選挙人名簿に登録されていて、投票日（4月16日）に佐久市内に住所のある人に限られます。

■年齢要件

平成11年4月17日までに生まれた人。

■住所要件

佐久市の住民票に記載されている人で、引き続き3ヶ月以上佐久市に住所のある人。
（平成29年1月8日までに転入届が済んでいる人を含みます。）

市内で転居した人

3月24日以降に市内で転居した人は、お手数でも転居前の投票所で投票することになります。

投票所

投票所は4ページの「投票所一覧」をご覧いただくとともに郵送される「投票所入場券」に

投票所が前回選挙(H28参院選)と変更となる地区

投票区	地区	投票所名
第3	住吉町 西本町	西本町公会場

投票時間

4月16日(日)の投票時間は、午前7時から午後8時までです。なお、馬坂・広川原地区は、午前7時から午後6時までです。投票は早めに済ませましょう。

投票の方法と順番

① 佐久市長選挙
投票しようとする候補者の氏名の上に○のゴム印を押して投票します。

② 佐久市議会議員一般選挙
投票しようとする候補者の氏名を書いて投票します。

市長選挙は記号式投票

投票用紙は、候補者の氏名があらかじめ印刷されています。投票しようとする候補者一人に対して、候補者氏名の上の欄に投票記載所に備え付けの「○記号のゴム印」を押して投票します。

二人以上に○印を付けたリ、×や△等の別の記号をつけたリすると無効投票となります。ただし、期日前投票、不在者投票、点字投票は、投票用紙に

投票しようとする候補者の氏名を書いて（記名式投票）、または点字を打って投票します。

平成二十九年四月十六日執行
佐久市長選挙投票

見本

注意
投票しようとする候補者一人について、その氏名の上の○をつける欄に○印をおすこと
○のほかは何もつけないこと

候補者氏名	欄
佐久太一郎	○
浅間山夫	○

期日前投票

選挙の当日に仕事や冠婚葬祭、用事や旅行、病气やけが等により選挙の当日投票ができない方の特例として期日前投票ができます。なお期日前投票は次の5箇所のどこでもできますが、宣誓書の提出が必要です。宣誓書は当日受付で記入いただくか、佐久市のホームページから印刷し記入したものをお持ちいただいても結構です。

不在者投票

不在者投票のできる期間

4月10日(月)～4月15日(土)

滞在地における投票

佐久市の選挙人名簿に登録されていない、長期出張や就学のため

佐久市議

4月

こんなときは

期日前投票が利用できます

選挙の当日に仕事や冠婚葬祭、用事や旅行、病気やけが等により選挙の当日投票ができない方の特例として期日前投票ができます。

期日前投票が
できる期間

4月10日(月)~4月15日(土)

(投票期間は、公示日の翌日から投票日の前日まで)
時間 午前8時30分~午後8時

(野沢会館は、期間・時間が異なります。詳しくは下記参照)

場所 ●市役所 2階市民ホール ●臼田支所 仮事務所 会議室
●浅科支所 1階住民室 ●望月支所 1階市民ホール
●野沢会館 1階市民ギャラリー

※野沢会館は4月12日(水)~4月15日(土)
4月15日(土)のみ午後6時まで

期日前投票はどこの投票所でも投票できます。

市内の指定病院・老人ホーム等

病院	老人ホーム	介護老人保健施設
浅間総合病院	佐久福寿園 シルバーランドみつい	安寿苑
くろさわ病院	ウェルガーデン佐久	みすず苑
金澤病院	勝間園	シルバーポートつかばら
佐久総合病院本院	佐久良荘	愛の郷
佐久総合病院 佐久医療センター	望月悠玄荘 結いの家	佐久総合病院 老人保健施設
雨宮病院	塩名田苑 シルバーランドさきの	救護施設
川西赤十字病院	さくら苑 佐久平愛の郷	清和寮

め投票日当日に、佐久市以外の市区町村に滞在する場合には、滞在する市区町村選挙管理委員会にて投票できます。

この場合あらかじめ投票用紙を佐久市選挙管理委員会に請求していただき、投票用紙が手元に届いてから滞在先の選挙管理委員会にて投票します。投票した投票用紙が投票日当日までに佐久市へ届かなければなりませんので、早めの手続きが必要です。詳しくは、佐久市のホームページをご覧ください。

選挙管理委員会へお問い合わせください。

■指定病院等における投票
病気などのため都道府県が指定した病院、施設等に入院、入所して歩いて歩行が困難な場合などは、その施設内で投票することができます。

※重度の障害とは

身体障害者手帳	
両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級~3級
戦傷病者手帳	
両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護5

とができます。この場合、早めに施設の係員に申し出てくださいます。

■郵便等による投票
身体に(※)重度の障害がある人で佐久市選挙管理委員会が交付した「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、郵便等による不在者投票ができます。この場合、投票用紙の請求は4月12日までです。

郵便等による不在者投票は、「郵便等投票証明書」が必要になりますので、次の手帳等をお持ちのうえ、佐久市選挙管理委員会へ申請してください。

また、すでに交付されている証明書の有効期限が切れている場合も早めに申請をお願いいたします。

選挙告示後の4月11日頃から区をおして配布します。また、市役所、各支所、各出張所にも置いてありますし、佐久市ホームページからもご覧いただけます。

なお、郵送を希望される方は選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙公報

私は字が書けないから投票しない、などと考えて棄権しないでください。いろいろな理由で字の書けない人のために、代理投票の制度がありますので投票所で申し出てください。

代筆する者もこれに立ち会う者も投票の秘密を厳守しますので、安心して投票することができます。

代理投票制度

選挙管理委員会へお問い合わせください。

身体障害者手帳	上肢・視覚の障害 1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障害 特別項症から第2項症まで

■郵便投票における代理記載による投票
郵便等投票制度の対象になる人で次の表に該当するときは、投票用紙の請求や投票の際に代理記載をさせることができます。この場合の手続きについては、選挙管理委員会へお問い合わせください。

佐久市議会議員一般選挙・佐久市長選挙投票所一覧

投票所名	投票区域	投票所名	投票区域	投票所名	投票区域
第1投票所 相生町公会場	上の城・岩村田相生町一本柳	第31投票所 サングリモ申込 佐久市中込交流センター	佐太夫町第1・佐太夫町第2 橋場南・橋場西・橋場東 中込新町	第60投票所 浅科会館	塩名田
第2投票所 岩村田本町商店街おいでなん処	稲荷町・大和町・花園町 岩村田本町・荒宿	第32投票所 佐久市役所	中央区南町 中央区北町第1 中央区北町第2	第61投票所 佐久市療育支援センター	御馬寄
第3投票所 西本町公会場	住吉町・西本町	第33投票所 佐久市役所中込出張所	北耕地・平賀新町 太田部・荒家・北口 平賀下宿・平賀中宿 平賀上宿・アベニュー	第62投票所 駒寄公会場	駒寄
第4投票所 佐久市福祉総合センター	猿久保・猿久保東	第34投票所 常和公民館	常和南・常和北	第63投票所 上原公会場	上原
第5投票所 長土呂公会場	長土呂	第35投票所 瀬戸公民館	西耕地・瀬戸中 瀬戸東・瀬戸南	第64投票所 中原構造改善センター	中原
第6投票所 上平尾研修センター	横根・上平尾	第36投票所 内山保育園	松井・町下・町中 町上・朮水・中村	第65投票所 佐久市浅科支所	下原
第7投票所 下平尾公民館	下平尾	第37投票所 相立公民館	相立・苦水	第66投票所 浅科福祉センター	八幡 (上町・中町・大平)
第8投票所 中佐都会館	赤岩・平塚 根々井塚原・上塚原	第38投票所 大月集会所	大月・黒田	第67投票所 八幡下農業生活改善施設	八幡(本町・宮本 桑山・入の沢)
第9投票所 常田公民館	常田	第39投票所 東地公民館	東地	第68投票所 御牧原多目的集会所	御牧原
第10投票所 下塚原公会場	下塚原	第40投票所 西地公民館	西地	第69投票所 矢島老人憩いの家	矢嶋
第11投票所 根々井公会場	根々井・大塚	第41投票所 安原公民館	安原	第70投票所 駒の里ふれあいセンター	長坂・城下・東町 八千代町・神田町・未広町 金井町・栄町・昭明町 本町・上本町・西町・県町 古宮・御桐谷町・吹上町
第12投票所 横和公会場	今井・三河田・横和	第42投票所 伊勢林公民館	紅雲台・伊勢林 駒場	第71投票所 印内地区農業生活改善施設	印内・印内原
第13投票所 鳴瀬老人憩いの家	落合・北岩尾・南岩尾	第43投票所 新子田世代交流館	新子田	第72投票所 茂田井公民館	茂田井 立科町茂田井(※)
第14投票所 大和田集会所	大和田・白山	第44投票所 志賀下宿公会場	五十貫・志賀下宿 志賀中宿・志賀上宿	第73投票所 観音寺区農業生活改善施設	観音寺・立科町大字 茂田井観音寺(※)
第15投票所 小田井下宿公民館	小田井下宿・荒田	第45投票所 駒込公民館	駒込	第74投票所 百沢地区農業生活改善施設	御牧原・百沢 牧布施
第16投票所 西屋敷集会所	西屋敷	第46投票所 美里区公会場	諏訪・中荒・下荒 美里	第75投票所 布施地域コミュニティセンター	入布施・式部
第17投票所 野沢会館	田町・野沢本町・中小屋 十二町・取出相生町 取出中・取出上・本新町	第47投票所 住吉集会所	白田中町・住吉・伊勢 上荒・旭ヶ丘・平	第76投票所 抜井地区農業生活改善施設	抜井・中居・中石堂
第18投票所 原公会場	原上・原中・原下・原曙 原宮巻・原東南・原西南	第48投票所 白田館	白田勝間・城山・城下 宮本・稲荷・中央	第77投票所 布施南部地区農業生活改善施設	雁村・大木
第19投票所 鍛冶屋公会場	鍛冶屋・高柳	第49投票所 下小田切公会場	滝・横山・下小田切 泉ヶ丘	第78投票所 長者原地区農業生活改善施設	藤巻・一の原・長者原 東長者原・西長者原
第20投票所 跡部老人憩いの家	跡部	第50投票所 湯原公会場	湯原・湯原新田	第79投票所 御鹿の郷地域ふれあいセンター	下之宮・善郷寺・高橋 北春・上新・金井 堀端・大西・向反
第21投票所 三塚公会場	三塚・泉野	第51投票所 上小田切西区公会場	上小田切西 上小田切	第80投票所 新田地区農業生活改善施設	竹之城・新田・湯沢
第22投票所 中桜井公会場	上桜井・中桜井 下桜井・北桜井	第52投票所 切原児童館	中小田切・北川	第81投票所 新町公民館	新町・宮之入・三明 茂沢・入片倉
第23投票所 農村環境改善センター	今岡・下県東・下県西	第53投票所 岩水公会場	岩水	第82投票所 入新町公会場	入新町・岩下
第24投票所 平井公民館	相浜・平井	第54投票所 入沢集会所	入沢	第83投票所 望月小学校駒の子ひろば	片倉・比田井・天神
第25投票所 杵沢公民館	杵沢・東立科	第55投票所 十日町公会場(旧青沼会館)	三条・十日町	第84投票所 高呂区農業生活改善センター	協東・高呂
第26投票所 竹田公会場	糠尾・日向・竹田 下平・熊久保	第56投票所 下越区公会堂	下越・竜岡・三分	第85投票所 大谷地生活共同館	大谷地
第27投票所 前山地区会館	小宮山・弥生ヶ丘 前山北中・前山南・洞源・泉	第57投票所 大奈良公会場	清川・大奈良・原 上中込	第86投票所 協西公民館	協西
第28投票所 大沢地区社会体育館	地家・大沢下町・大沢中町 大沢上町・大地堂	第58投票所 田口中町公会場	丸山・宮代・川原宿 田口中町・下町	第87投票所 小平公民館	小平・三井
第29投票所 大沢新田公会場	美笹・大沢新田	第59投票所 馬坂特農館	馬坂・広川原		
第30投票所 中込第2保育園	杉の木・石神・権現堂 前林・三石・三家第1 三家第2				

(※) ……佐久市地籍分
青字は前回選挙(H28参院選)
と変更した投票所

■お問い合わせ 佐久市選挙管理委員会 ☎62-3502 (直通)

